

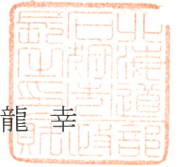
石狩市公示第 87 号

公 示 送 達 書

次の書類は、当市納税課において保管し、申出があればいつでも交付します。
(根拠法令－地方税法第20条の2、石狩市税条例第18条)

令和8年7月7日

石 狩 市 長 加 藤 龍 幸



送達を受けるべき者の 氏名(名称)	送達すべき書類を特定するために必要な情報
PHAM VAN BAO	差押調書(謄本)
QUACH VAN CUONG	差押調書(謄本)
以下余白	

(注意)

この書類は、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。